

米国税務 QI/FATCA 関連情報

QI 契約更新期限の延長と CFD 取引について

アメリカ

2017 年 3 月 31 日

2017 年 3 月 31 日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は 2017 年 QI 契約の更新の期限を 2017 年 5 月 31 日まで延長すると発表した。

QI 契約を締結している多くの日本の金融機関は、既に更新手続を実施済みであると思われるが、QI 契約更新に合わせて、2017 年 QI 契約にて導入される適格デリバティブディーラー (Qualified Derivatives Dealer: 以下「QDD」) の選択を検討している場合には、QDD 選択要否の検討および申請の準備に時間的余裕が出来ることとなった。

特に米国株に関する差金決済 (Contract For Difference: 以下「CFD」) 取引を取り扱っている場合には、Dividend Equivalent (以下「配当同等物」) に関する規則である内国歳入法 871 条 (m) およびその関連規則 (以下「871 条 (m) 財務省規則」) における対応要否の確認と、QDD の選択要否の検討が早急に必要となる。この点については、複数の金融機関から照会があったため、概要を記載する。

1. QI 契約更新期限の延長

IRS は、各 QI が新システムであるアカウントマネジメントシステムに慣れる時間を確保するため、また適切に QI 契約の更新に必要な情報すべて収集することができるよう、更新手続の期限を当初の 2017 年 3 月 31 日から 2 か月延長し 2017 年 5 月 31 日とすることを公表した。2017 年 5 月 31 日までに IRS ウェブサイトにて更新手続を行った QI は 2017 年 1 月 1 日にさかのぼって QI 契約が有効となる。合わせて 2017 年 1 月 1 日から有効となる QDD 資格取得申請を行う QI の申請期限も 5 月 31 日となる。

更新手続は下記サイトへのアクセスが必要となる。

[QI/WP/WT Application and Account Management System](#) (IRS ウェブサイト(英語))

なお、当初の更新期限である 3 月 31 日までに契約更新手続を完了し、ステータスが Submitted (更新申請中) となっている多数の QI において、2 週間を過ぎても IRS より承認されないとの問い合わせをデロイト トーマツ税理士法人宛にクライアントより多数いただいている。現在 IRS は各 QI からの更新申請内容を確認中であり、更新内容に問題がある場合にはファックスや電子メールにて各 QI 宛に個別照会を行っていることから、IRS より連絡があるまで状況を見守る必要がある。

2. 米国株に関する CFD を取り扱う場合の留意点

CFD 取引とは国内外の株価指数や指数先物、現物株式、コモディティといった金融商品を原資産とするデリバティブ取引を指す。原資産の値動きをそのまま反映し、現物決済ではなく差金決済により決済を行う仕組みとなっている。日本においても取扱証券会社は複数存在し、顧客との間での店頭取引が主流となっている。

(1) 内国歳入法 871 条 (m) による影響

871 条 (m) 財務省規則は、米国株式を原資産とする一定の条件を満たすデリバティブ取引に関する支払については、配当同等物として、米国源泉徴収の対象となる米国源泉所得として取り扱われることとなる。CFD 取引は原資産から生じた配当金分の金額を配当調整額として顧客に還元しているのが一般的である。米国との直接的な取引がなくとも、米国株式の指数および個別株式を参照する一般的に CFD 取引は 871 条 (m) 財務省規則に記載されている株式関連商品 (Equity-linked instrument) に該当し、これら CFD 取引から生じる配当調整額、その他 CFD 取引から発生するすべての支払は米国源泉徴収の対象となり、該当取引を取り扱う金融機関は源泉徴収と納付を行う義務が生じる可能性がある。QDD および内国歳入法 871 条 (m) 制度そのものについての詳細は過去のニュースレターを参照されたい。

(2) QDD のメリット・デメリットについて

米国源泉とみなされる CFD 取引を扱う金融機関は一般的にディーラーとして行う対顧客取引のポジションをヘッジする目的で海外ブローカーと現物株式の売買およびデリバティブ取引等のヘッジ取引を行っている。QDD を選択することにより、当該ヘッジ取引から発生する配当同等物の受取に関して、源泉税が免除されるというメリットを享受することができる。また、2017 年中において、QDD を選択した場合にはディーラーとして受け取った配当、みなし配当および配当同等物について納税義務は生じない。しかし、QDD を選択することにより QI としてだけでなく、QDD として負わなければならない追加義務も発生する。例えば、QDD としてのコンプライアンスプログラムの制定や、各取引がディーラーとして行われたのか自己勘定として行われたかの判定とその管理、QDD 納税額の算定、納付および報告といった義務が存在する。

おわりに

米国株式に関する CFD 取引であったとしても、過去のニュースレターにて紹介した適格指数等の例外も存在し、一概に米国での源泉徴収および納付義務が発生するとは言い切れないが、内国歳入法 871 条(m)の対象となる場合には、QDD にならない場合も、米国税法に基づき様式 1042、1042S で、配当同等物の支払についての報告や源泉徴収が必要となる。今回、QI 契約更新および QDD 申請の期限が猶予されたが、CFD 取引のみならず米国株式を参照するデリバティブ取引について取扱のある金融機関は、QDD の取得要否について早急な検討が必要となる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.